

建設工事における前払金の使用範囲拡大の継続

(経過)

平成 28 年度からの特例措置として国が建設工事（平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結するものに限る。）の前払金の使用範囲を拡大したことに伴い、本市も同様の措置を講じていたが、国が令和 3 年度も継続したことから、本市も同様に当該措置を継続するもの。

(特例措置の内容)

改正前の前払金の使用範囲：工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険及び保証料に相当する額として必要な経費



改正後の前払金の使用範囲：改正前の前払金の使用範囲＋現場管理費＋一般管理費

(対象工事及び前払金)

令和 4 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事の前払金で、令和 4 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの。

(契約手続)

決裁日以降に前払金の対象となる全ての建設工事の契約に際し、以下の特記事項を付して契約する。

【特記事項】

平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に新たに建設工事請負契約を締結した工事に係る前払金で、令和 4 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができるものとする。

※ 決裁日の前日までに、契約締結した建設工事であって、前払金を特例措置で対象とされた費用への充当を希望する場合は、特記事項を追加する変更契約を締結して対応する。